

○国土交通省告示第九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年二月四日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 西日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（海南インターチェンジから有田インターチェンジまで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県海南市下津町橘本字土穴、字落合及び字竹ヶ淵並びに市坪字太田及び字道寄畑地内
- 2 使用の部分 和歌山県海南市下津町橘本字落合、字上中津尾及び字立道並びに市坪字土屋林及び字太田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県海南市藤白字藤松地内に設置する海南インターチェンジから同県有田郡有田川町大字天満字片山崎町地内に設置する有田インターチェンジまでの延長9.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（海南インターチェンジから有田インターチェンジまで）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道に関する事業であり、道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、西日本高速道路株式会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件事業について平成18年3月31日付けで西日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受

けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（以下「本路線」という。）は、松原市を起点とし、和歌山市、海南市等を経由し、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に至る延長206kmの路線であり、紀伊半島の主要都市間を結び、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線等と連絡することにより、紀伊半島の主要都市と阪神地域の広域的な連携を図る高速交通ネットワークを構成し、また、災害等の緊急時における一般道の代替及び迂回機能を有する路線として、沿線諸都市の発展並びに地域産業及び地域経済の活性化に資することを目的とするものである。

本件区間は、昭和47年10月に一般国道42号（一般有料道路「海南湯浅道路」）として西日本高速道路株式会社の前身である日本道路公団が建設大臣（現国土交通大臣）から道路整備特別措置法第3条第1項の規定に基づき事業の許可を受け、昭和59年3月に2車線で供用し、平成17年4月に高速自動車国道の本路線に編入されている。しかしながら、昭和59年3月の供用以降、自動車交通量の増加に伴い、朝夕の通勤時間帯を中心に恒常的に交通混雑が発生しており、また、観光シーズンには観光交通による延長20km以上の交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されている状況にある。

また、本路線と並行する一般国道42号（以下「国道42号」という。）は、紀伊半島を南北に縦断する主要幹線道路であるにもかかわらず、物流、観光等の通過交通と日常生活の利用による地域内交通がふくそうしているため、自動車交通量が多く、各所において慢性的な交通混雑が発生していることから、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、本路線の本件区間における自動車交通量は、海南インターチェンジから下津インターチェンジ間で21,322台/日、混雑度1.21、下津インターチェンジから有田インターチェンジ間で20,567台/日、混雑度1.59となっており、国道42号の自動車交通量は、和歌山県海南市藤白地内で31,685台/日、混雑度1.35、同市冷水地内で28,077台/日、混雑度1.73、和歌山県有田市初島地内においては、21,349台/日、混雑度1.69となっている。

本件事業の完成により、現在2車線で供用している本件区間に新たに2車線が新設され4車線化される。これにより、本件区間で恒常的に発生している交通混雑が緩和され、高速交通ネットワークが強化されることで、全国でも有数の生産量を誇る果物などの輸送における定時性及び高速性が確保されることとなり、紀伊半島の主要都市と阪神地域の広域的な連携に寄与することが認められる。

また、国道42号が担っている通過交通を本路線が分担することから、国道42号の

交通混雑の緩和、安全かつ円滑な交通の確保及び交通事故の減少に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である和歌山県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）に基づき、平成8年11月に本体事業に係る環境影響評価を実施したところ、騒音について一部環境基準を上回るものの、遮音壁を設置するなど適切な環境保全のための措置を講ずることにより、環境基準を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、大気質及び騒音について環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、平成18年11月に環境影響照査を実施したところ、いずれの項目についても環境基準を満足するものと評価されている。さらに、起業者は、本件事業の実施にあたって、環境影響評価などの結果に基づき、必要に応じて環境保全対策を実施するなど、地域の環境保全措置を講じていくこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタカ、ハヤブサ及び環境省レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているハイタカの飛翔が確認されたが、営巣は確認されていないこと、確認地点をトンネル構造或いは高架構造で通過し、採餌に適した環境を広く残すことから本件事業による影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、和歌山県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間で恒常的に発生している交通混雑の緩和による高速交通ネットワークの強化による自動車交通の定時性及び高速性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線道路を新設し4車線化する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年11月29日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、安全な通行を確保するためインターチェンジ部のランプの線形変更及び本線への合流を円滑にするための加速車線長を確保したことを除き、当該都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、本件区間においては、2車線で供用している本件区間で恒常的に発生している交通混雑を緩和させ、高速交通ネットワークの強化を図る必要があるとともに、国道42号の交通混雑の緩和及び交通事故の減少をできるだけ早期に図る必要があると認められる。

また、三重県知事を会長とする近畿自動車道紀勢線建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県海南市役所